

【参考資料 1 - 2】

第9期計画に紐づけを行わない（削除する）事業一覧

連番	担当課名	事業・取組名	基本方針	方向性	施策の方向性	内容	所管課で紐づけを行わないとする理由
1	高齢福祉課	セカンドライフのプラットフォーム(高齢期における社会参加の仕組みづくり)	1	-	1	高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた意識醸成を行い、就労や市民活動への参加機会の場の充実を図り、生きがいを持った生活を続けることができるようになります。	市の事業として実施していたが、令和3年度からシルバー人材センターの実施事業となり、事業主体が変更したため。
			1	-	3		
2	総合政策課	長寿社会における共助のきっかけづくり	1	-	1	長寿社会において地域での共助の取組を推進するために、活動に関わる人の発掘を行います。	令和2年度に事業終了したため。
3	高齢福祉課	(仮) 高齢者の活動支援事業	1	-	1	関係者等へのアンケートや関係機関・関係者等の意見交換を通して、地域住民、高齢者同士が支え合える地域づくり及び、高齢者自身の社会参加及び介護予防等に資するボランティア制度のあり方を研究します。	令和2年度に事業終了したため。
			2	-	2		
4	文化推進課	まなび人材事業	1	-	1	様々な分野で学習活動されている方、しようとしている方を生涯学習における身近な支援者として登録していただき、学びたい人やグループなどに紹介します。	全市民に対して実施する事業のため。
5	こども政策課	ファミリーサポートセンター事業	1	-	1	安心して子育てができる環境づくりを進めるため、子どもを預けたい方と預かることができる方を募り、相互援助活動を行います。	全市民に対して実施する事業のため。
6	高齢福祉課	生きがいと健康づくり推進事業	1	-	2	高齢者が家庭や地域等の各分野で、豊かな経験と知識、技能を活かし、健康かつ生きがいを持って社会活動を行うきっかけづくりを支援するため、老人クラブ連合会への委託事業をはじめとした各種事業を実施します。	令和3年度に事業終了したため。
7	高齢福祉課	生きがいふれあいバス運行事業	1	-	2	高齢者及び障害者の10人以上の団体が、福祉施設等を利用し、研修会やレクリエーションを行う際の送迎バスを運行します。	令和3年度に事業終了したため。
8	高齢福祉課	高齢者の学びの機会創出事業	1	-	2	高齢者を対象とした学習会を開催し、関心のある講義（授業）に楽しみながら参加してもらいます。社会参加・生涯学習・外出支援・孤立防止・一人暮らしの不安解消・認知症予防のきっかけをつくります。	令和3年度に事業終了したため。
9	文化推進課	パソコン体験コーナー運営管理	1	-	2	高齢者を含む市民のICT（情報推進技術）教育の推進を図ります。また、タブレットなど時代に即したコミュニケーションツールの支援促進も強化していきます	令和4年度に事業終了したため。
10	高齢福祉課	短期集中通所型サービスフォロー事業	2	-	1	短期集中通所型サービスを利用した方を対象に、フォロー教室を開催し機能の維持や改善を目指すとともに、介護予防への動機づけを行います。	令和2年度に事業終了したため。
			2	-	2		

【参考資料 1 - 2】

連番	担当課名	事業・取組名	基本方針	施策の方向性	内容	所管課で紐付けを行わないとする理由
11	スポーツ推進課	体力テストの開催	2	- 1	スポーツや健康に対する関心を深め、生涯スポーツの推進と健康生活の向上を図るため体力テストを開催し、自身の体力の現状を知ることにより、自分にあったスポーツ・健康活動への計画的な取組を行っていくための機会を提供します。	令和2年度から実施しておらず中止状態であり、今後は廃止予定であるため。
12	高齢福祉課	介護予防・健康づくり事業（60歳からのフィットネス教室）	2	- 2	運動機能の低下のため、市内スポーツクラブに委託し、医師、看護師、運動指導員等の指導のもと、筋力トレーニングや健康体操などを実施することにより、自立した日常生活の維持継続を図ります。	令和3年度に事業終了したため。
13	高齢福祉課	脳の健康教室	2	- 2	認知症予防に効果的な「読み・書き・計算」をわかりやすい教材で実践する「脳の健康教室」を開催し、脳の活性化を図りながら、心身の健康を保つと共に、学習サポーターや仲間同士の交流で社会参加を促進します。	令和3年度に事業終了したため。
14	高齢福祉課	介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	2	- 2	要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントを実施します。	「介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」は、「短期集中訪問型サービス」、「短期集中通所型サービス（高齢福祉課）及び「介護予防・日常生活支援総合事業サービスA担い手研修の実施」（介護保険課）の3つ事業があり、その3つの事業はそれぞれに掲載しているため。
15	産業観光課	商店街の魅力とにぎわいの創出事業	3	- 1	商業の活性化を図るために地域商店街を支援し、魅力とにぎわいのある商店街を創出する。	令和4年度で事業終了のため。
16	総合政策課	住み慣れた地域内での良好な住宅の整備促進	3	- 1	高齢期の住まいの選択肢として、住み慣れた地域内での住み替えを示し、そのモデルとなる質の高い高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅等）の整備誘導を行います。加えて、質の高い高齢者向け住宅等への需要喚起、意識改革に努めます。	サービス付き高齢者向け住宅の整備主体は神奈川県であり、総合政策課において本事業は行っておらず、高齢福祉課及び介護保険課において市民からの相談対応を行っているものの、事業として位置づけていないため。

【参考資料 1 - 2】

連番	担当課名	事業・取組名	基本方針	施策の方向性	内容	所管課で紐付けを行わないとする理由
17	市民相談課	相談業務事業	3	- 2	市民が抱えるさまざまな悩みや不安を解消し、安心して生活ができるよう各種相談窓口を開設するなど相談体制を整備します。	全市民に対して実施する事業のため。
18	市民相談課	消費者啓発事業	3	- 2	出前講座や講演会を開催して消費者問題に関する情報提供や啓発をすることにより、消費者被害の未然防止に努めます。	
19	市民相談課	消費生活相談事業	3	- 2	社会環境の変化とともに多様化・複雑化してきている消費生活問題について、消費生活相談での助言やあっせん、情報提供を行います。	
20	高齢福祉課	地域におけるネットワークづくりの支援	3	- 3	講演会や研修会の開催により、各地域での要支援者支援体制づくりを支援するとともに、平常時からの顔の見える関係づくりを進めることが災害時の迅速な避難支援につながることとなるため、地域における要支援者を対象とした交流会の開催を支援します。	全市民に対して実施する事業のため。
21	高齢福祉課	高齢者等居住支援事業	3	- 4	高齢者の居住の安定を確保するために、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を斡旋、促進する住まい探し相談会を開催します。	令和3年度に事業終了したため。
22	高齢福祉課	地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業	4	- 1	高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力を効果的に向上させるため、第6期計画に位置付け実施した「地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業」により構築した人材育成や人材活用の仕組みの継続及び効果的な運用を行い、地域包括ケアの充実を図ります。	基本方針4の施策の方向性1「地域包括支援センター運営事業」に統合したため。
23	高齢福祉課	(仮称) 茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業(地域包括支援センターの移転・併設)	4	- 1	小和田三丁目に建設が予定されている市営住宅外複合施設について、庁内関係課及び関係機関等と管理運営体制等の調整を進め、地域包括支援センターの移転・併設を推進し、利便性の向上を図ります。	令和2年度に事業終了したため。
24	高齢福祉課	地域包括支援センターの担当区域の見直し	4	- 1	地域コミュニティの再編に伴い、1つのコミュニティ（茅ヶ崎南地区まちぢから協議会）を複数の委託型地域包括支援センターが担当する変則的な状況が生じています。茅ヶ崎南地区は一定程度の高齢者人口を有することから、この変則的な状況の解消及び地域包括支援センターが担当する高齢者人口の平準化の課題に取り組むため、担当地区の一部見直しを行い、第7期計画期間中に新たな委託型地域包括支援センターを1か所整備します。	令和3年度に事業終了したため。

【参考資料 1 - 2】

連番	担当課名	事業・取組名	基本方針	施策の方向性	内容	所管課で紐付けを行わないとする理由
25	地域福祉課	地域福祉総合相談室運営事業	4	- 1	地域包括支援センター内に「福祉相談室」を設置し、福祉相談支援員が、すべての地域住民からの保健・医療・福祉に関する、分野にとらわれない初期相談等に対応します。 また、地域包括支援センターの担当区域の見直しに伴い、新たに整備される地域包括支援センター内に「福祉相談室」を設置します。	令和4年度に事業終了したため。
26	地域福祉課	コーディネーター配置事業	4	- 1	地区ボランティアセンターを起点に、茅ヶ崎市社会福祉協議会の地区担当職員及び福祉相談室の福祉相談支援員が地区支援チームを結成し、地域での相談支援を行います。	令和4年度に事業終了したため。
27	高齢福祉課	地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業	4	- 1	高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力を効果的に向上させるため、第6期計画に位置付け実施した「地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業」により構築した人材育成や人材活用の仕組みの継続及び効果的な運用を行い、地域包括ケアの充実を図ります。	「地域包括支援センター運営事業」に統合したため。
28	高齢福祉課	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	4	- 2	高齢者のみの世帯や寝たきり高齢者等が、緊急時の迅速な対応等により、住み慣れた環境で安心して過ごせるよう支援します。	「寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業」と「緊急通報装置貸与事業」を統合し、事業名を「生活支援サービス事業」に変更したため。
29	高齢福祉課	緊急通報装置貸与事業	4	- 3		
30	高齢福祉課	地域医療福祉連携懇談会	4	- 5	地域における医療・福祉の効果的な推進を図るとともに、市内の医療・福祉関係機関等との連携を強化するため、研修会等を開催します。	令和4年度に事業終了したため。